

令和3年第3回羅臼町議会臨時会（第1号）

令和3年 5月14日（金曜日）午前10時00分開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 - 日程第 2 会期の決定
 - 日程第 3 諸般の報告
 - 日程第 4 町長行政報告
 - 日程第 5 議案第25号 羅臼町監査委員の選任につき、同意を求めることについて
 - 日程第 6 常任委員会委員の選任
 - 日程第 7 議会運営委員会委員の選任
 - 日程第 8 議会だより編集特別委員会委員の選任
 - 日程第 9 選挙第1号 根室北部衛生組合議会議員の補欠選挙
 - 日程第10 選挙第2号 根室北部消防事務組合議会議員の補欠選挙
 - 日程第11 選挙第3号 根室北部廃棄物処理広域連合議会議員の補欠選挙
 - 日程第12 報告第1号 専決処分した事件の承認について
 - 日程第13 報告第2号 専決処分した事件の承認について
 - 日程第14 報告第3号 専決処分した事件の承認について
 - 日程第15 各委員会閉会中の所管事務調査の件
-

○出席議員（10名）

議長	10番	佐藤 晶 君	副議長	9番	小野 哲也 君
	1番	加藤 勉 君		2番	田中 良 君
	3番	高島 譲二 君		4番	井上 章二 君
	5番	坂本 志郎 君		6番	松原 臣 君
	7番	村山 修一 君		8番	鹿又 政義 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町長	湊屋 稔 君	副町長	川端 達也 君
教育長	和田 宏一 君	企画振興課長	八幡 雅人 君
総務課長	本見 泰敬 君		

税務財政課長	対馬憲仁君	税務担当課長	飯島東君
環境生活課長	湊慶介君	保健福祉課長	福田一輝君
保健・国保担当課長	洲崎久代君	産業創生課長	大沼良司君
まちづくり担当課長	石崎佳典君	建設水道課長	佐野健二君
学務課長	平田充君	社会教育課長	野田泰寿君
会計管理者	鹿又明仁君		

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長	松崎博幸君	議会事務局次長	長岡紀文君
--------	-------	---------	-------

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（佐藤 晶君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。

定足数に達しておりますので、令和3年第3回羅臼町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会期中における議場内でのマスクの着用並びに出入口3か所を開放いたします。

ただし、発言時には、マスクを外すことも許します。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤 晶君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、8番鹿又政義君及び2番田中良君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（佐藤 晶君） 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日1日としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（佐藤 晶君） 日程第3 諸般の報告を行います。

羅臼町監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。資料は、議長の手元で保管しております。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 町長行政報告

○議長（佐藤 晶君） 日程第4 町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（湊屋 稔君） おはようございます。

本日の臨時議会に議員皆様御出席を賜りましたことをお礼申し上げます。ただいま、議長よりお許しがございましたので、2件の行政報告をさせていただきます。

1件目は、新型コロナウイルス感染症についてであります。

町民の皆様には1年以上にわたり、新型コロナウイルス感染症の感染予防に御理解と御協力をいただきましたことを心から感謝を申し上げます。しかしながら、道央圏の感染拡大に伴い、5月9日から31日までの間、札幌市がまん延防止等重点措置区域に指定されました。また、4月下旬から、根室振興局管内で相次いで感染者の報告があり、コロナの病床がある町立中標津病院や根室市立病院もほぼ満床となり、医療もひっ迫している状況となっております。

羅臼町としても、これ以上の感染拡大を防止するため、5月11日に私から町民に皆様への感染防止対策のお願いを情報メールやライン等で発信し、5月12日から31日までの学校開放事業の休止、スポーツ文化団体に対する自粛要請、5月13日から31日までの間、温水プール、コミュニティセンター、国後展望塔の休止、町主催の会議や事業については、基本的に書面会議や延期、または中止といたしました。管内的にも同様に対策を講じており、感染状況が収まることを願うばかりです。

そのような中、感染拡大防止や重症化予防に有効とされるコロナウイルスワクチン接種を進めるべく準備をしておりました。4月16日から開始しました第1クールの予約の際は、町民の皆様の混乱を招く結果となったことにつきましては、改めておわび申し上げます。その反省を踏まえ第2クールの予約については、75歳以上の方から集団接種の希望を取り、年齢順に接種を行うことといたしました。大きな混乱もなく、5月16日から集団接種を開始いたします。75歳未満の方への希望調査も順次行い、接種を進めてまいります。また、診療所で行う個別接種につきましては、5月10日から開始されております。対象となる皆様の接種をお願いいたします。

加えて、町民の多くの接種が進むまでには、まだ時間を要することとなりますので、引き続きマスクの着用や、十分な手洗い等の感染防止対策の徹底、さらに感染者が出た場合は、感染者やその家族などへの配慮を切にお願いをいたします。

2件目は、町民体育館について大きく3点御報告させていただきます。

まず、6月21日まで工期延長をさせていただきました町民体育館の改修工事は、その

後順調に工事が進んでおり、6月27日、日曜日にオープンすることが決まりましたので御報告をさせていただきます。町民皆様が待ちに待った機会であります。新型コロナウイルスの感染拡大の状況を見ながらの判断となりますが、現在のところ感染対策を十分にとった上で、オープニングセレモニーと記念事業を実施し、町の雰囲気盛り上げてまいりたいと考えております。

記念事業は、体育館のリニューアルオープンということを踏まえ、子供たちにスポーツの楽しさや、プロスポーツの迫力を感じていただく機会を提供し、まちのスポーツ振興を図ってまいりたいとの思いから、北海道のプロバレーボールチーム、ヴォレアス北海道をお呼びすることといたしました。イベント内容につきましては、現在最終調整をしているところでありますが、子供たちへの直接指導や、ヴォレアス北海道チーム内の紅白戦などを予定しているところであります。

次に、このたびのリニューアルオープンに合わせて、町民皆様から愛称を募集していただきましたが、子供から高齢のかたまで幅広い年齢層から57件もの御応募をいただきました。御応募していただいた皆様に心から感謝を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

選定については、社会教育委員及びスポーツ推進委員による第一次審査の後、町内外施設で既に使用されているものがないかなど、改めて役場内で精査の上、最終判断させていただきました。決定した愛称はらうすぽであります。羅臼町がスポーツで有名になってほしい、また、羅臼で人が多く集まる場所スポットとなってほしい、との思いから応募されたとのことであります。私自身も言葉のインパクトや呼びやすさのほか、スポーツなどにより体育館に多くの町民が集う場所、まさしくスポットとなることを連想させるような愛称であると評価し、決定をさせていただきました。

町民皆様がこの愛称に早くなじんでいただき、多くの方々に愛され、利用される施設となるよう願っております。この愛称を考え、御応募いただいた方は2名おりました。1名は海岸町の津山泰輝さん、もう一人が礼文町の三浦治彦さんであります。お二人には、6月27日開催予定のオープニングセレモニーの場において、私から感謝の言葉を述べさせていただきますと考えております。

最後になりますが、体育館の改修により会議室、調理実習室など、施設内容が一部変わりましたので、新たな利用方法などについて現在指定管理者であるNPO法人羅臼スポーツクラブらと調整を行っております。6月の定例議会において、新たな利用方法などについてお示ししたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） これで、行政報告は終わりました。

◎日程第 5 議案第25号 羅臼町監査委員の選任につき同意を求めること
について

○議長（佐藤 晶君） 日程第5 議案第25号羅臼町監査委員の選任につき同意を求めることについて議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長

○町長（湊屋稔君） 18ページでございます。

議案第25号羅臼町監査委員の選任につき同意を求めることについて、羅臼町監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

氏名につきましては松田眞佐都、住所目梨郡羅臼町共栄町15番地、生年月日昭和31年11月3日、任期につきましては令和3年6月1日から令和7年5月31日まででございます。松田氏におかれましては、羅臼町商工会を退職後、羅臼町内の介護施設で事務長として勤務され、平成29年より現在まで羅臼町監査委員として御活躍いただいております。

経験執権ともに適任でありますので、議員皆様の満堂の御賛同をお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

これから議案第25号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第5 議案第25号羅臼町監査委員の選任につき同意を求めることについては同意することに決定いたしました。

◎日程第6 常任委員会委員の選任

○議長（佐藤 晶君） 日程第6 常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員会委員の選任については、あらかじめ希望をとっておりますので、それをできるだけ尊重し、また、これまでの前歴等を勘案した上で、副議長を含め協議し、委員会条例第6条第4項の規定により議長において指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) 異議なしと認めます。

常任委員会選考のため、暫時休憩いたします。

午前10時12分 休憩

午前10時16分 再開

○議長(佐藤 晶君) 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に希望を考慮し、また希望の多い委員会については副議長と協議を調整いたしました結果、事務局より報告させます。

事務局長。

○事務局長(松崎博幸君) 各常任委員会委員を御報告申し上げます。

総務民生常任委員会、鹿又政義議員、井上章二議員、田中良議員、加藤勉議員、佐藤晶議員。

経済文教常任委員会、村山修一議員、松原臣議員、坂本志郎議員、高島讓二議員、小野哲也議員。

以上でございます。

○議長(佐藤 晶君) ただいま、事務局長より報告のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり、常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

委員会条例第7条第2項の規定により、各常任委員会では委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いいたします。

総務民生常任委員会は、正副議長室、経済文教常任委員会は第1委員会室でお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時18分 休憩

午前10時32分 再開

○議長(佐藤 晶君) 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告を行います。

休憩中に各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので報告いたします。

総務民生常任委員会委員長に加藤勉君、副委員長に田中良君です。
経済文教常任委員会委員長に高島讓二君、副委員長に坂本志郎君。
以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第7 議会運営委員会委員の選任

○議長（佐藤 晶君） 日程第7 議会運営委員会委員の選任を行います。
お諮りします。

本委員会の委員の選任につきましては、申し合わせにより、各常任委員会委員長及び各常任委員会より1名からなる計4名で構成することになっております。委員会条例第6条第4項の規定により、各常任委員会より互選された委員を議長において指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

各常任委員会では、委員会を開催し、議会運営委員会の互選をお願いいたします。総務民生常任委員会は、正副議長室、経済文教常任委員会は第1委員会室をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時39分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告をいたします。

休憩中に各常任委員会において議会運営委員会の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので報告いたします。

総務民生常任委員会から加藤勉君、田中良君。

経済文教常任委員会から坂本志郎君、高島讓二君。

以上のとおり互選された旨の報告がありましたので指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

委員会条例第7条第2項の規定により、議会運営委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いします。正副議長室へお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時43分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告をいたします。

休憩中に議会運営委員会において委員長、副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので報告いたします。

委員長に坂本志郎君、副委員長に田中良君。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第8 議会だより編集特別委員会委員の選任

○議長（佐藤 晶君） 日程第8 議会だより編集特別委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

本特別委員会の委員につきましては、議会広報発行に関する条例第3条第3項の規定により、4名で構成することになっております。この選考に当たりましては、正副議長及び各常任委員会委員長の協議の上、議長において指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

選考のため、暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前10時52分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、休憩中に議員の選考を行った結果を事務局長より報告させます。

事務局長。

○事務局長（松崎博幸君） 議会だより編集特別委員会委員を報告させていただきます。

村山修一議員、田中良議員、加藤勉議員、小野哲也議員。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） ただいま、事務局長より報告のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり、議会だより編集特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

議会広報発行に関する条例第4条第2項の規定により、議会だより編集特別委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前10時57分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告を行います。

休憩中に議会だより編集特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので報告いたします。

委員長に田中良君、副委員長に小野哲也君。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第9 選挙第1号 根室北部衛生組合議会議員の補欠選挙

○議長（佐藤 晶君） 日程第9 選挙第1号根室北部衛生組合議会議員の補欠選挙を行います。

根室北部衛生組合議会議員については、現在羅臼町議会から4名の議員が選出されておりますが、このたび田中議員、坂本議員から辞職したいという旨の申出がありましたので、これを受理しております。

については、根室北部衛生組合規約第6条第3項の規定により補欠選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。

御異議ありませんか

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

根室北部衛生組合議会議員の補欠選挙に伴う指名を行います。

根室北部衛生組合議会議員に1番、加藤勉君、2番、田中良君を指名したいと思いません。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいまの指名しました1番、加藤勉君、2番、田中良君、両議員が根室北部衛生組合議会議員になることに決定いたしました。

◎日程第10 選挙第2号 根室北部消防事務組合議会議員の補欠選挙

○議長（佐藤 晶君） 日程第10 選挙第2号根室北部消防事務組合議会議員の補欠選挙を行います。

根室北部消防事務組合議会議員については、現在羅臼町議会から4名の議員が選出されておりますが、このたび加藤議員、鹿又議員から辞職したいという旨の申出がありましたので、これを受理しております。

については、根室北部消防事務組合同規約第6条第3項の規定により、補欠選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いません。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いませんが御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時03分 再開

○議長(佐藤 晶君) 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

根室北部消防事務組合議会議員の補欠選挙に伴う指名を行います。

根室北部消防事務組合議会議員に3番高島譲二議員、5番坂本志郎議員を指名したいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました3番高島譲二議員、5番坂本志郎議員が根室北部消防事務組合議会議員になることに決定いたしました。

◎日程第11 選挙第3号 根室北部廃棄物処理広域連合議会議員の補欠選挙

○議長(佐藤 晶君) 日程第11 選挙第3号根室北部廃棄物処理広域連合議会議員の補欠選挙を行います。

根室北部廃棄物処理広域連合議会議員については、現在羅臼町議会から4名の議員が選出されておりますが、このたび田中議員、坂本議員から辞職したいという旨の申出がありましたので、これを受理しております。

ついでに、根室北部廃棄物処理広域連合規約第8条第2項の規定により補欠選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っておりますが、御異議ありません

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時06分 再開

○議長(佐藤 晶君) 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

根室北部廃棄物処理広域連合議会議員の補欠選挙に伴う指名を行います。

根室北部廃棄物処理広域連合議会議員に1番、加藤勉君、2番、田中良議員、両議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました1番、加藤勉議員、2番、田中良議員が根室北部廃棄物処理広域連合議会議員になることに決定いたしました。

ここで午前11時20分まで休憩いたします。11時20分から再開いたします。

午前11時07分 休憩

午前11時20分 再開

○議長(佐藤 晶君) 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第12 報告第1号 専決処分した事件の承認について

○議長(佐藤 晶君) 日程第12 報告第1号専決処分した事件の承認について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(川端達也君) 議案の1ページをお願いいたします。

報告第1号専決処分した事件の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

2ページをお願いします。

専決処分書、令和2年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算について。地方自治法第179

条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決処分年月日につきましては、令和3年3月31日であります。

3ページをお願いします。

令和2年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算、令和2年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,230万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億7,171万3,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

第2条は地方債の補正であります。地方債の変更は第2表地方債補正による。

4ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入です。

2款地方贈与税66万6,000円を追加し、1,835万1,000円、1項、地方揮発油譲与税1万8,000円を追加し、451万8,000円、2項、自動車重量譲与税64万8,000円を追加し、1,314万8,000円。

3款1項利子割交付金38万9,000円を減額し、61万1,000円。

4款1項配当割交付金3万1,000円を減額し、146万9,000円。

5款1項株式等譲渡所得割交付金77万4,000円を追加し、177万4,000円。

6款1項法人事業税交付金112万7,000円を追加し、272万7,000円。

7款1項地方消費税交付金1,949万5,000円を追加し、1億2,849万5,000円。

9款1項環境性能割交付金52万5,000円を減額し、127万5,000円。

10款1項地方特例交付金147万4,000円を追加し、247万4,000円。

11款1項地方交付税1億1,164万8,000円を追加し、20億9,598万3,000円。内訳としまして、普通交付税が1億2,706万円の追加で、17億6,139万5,000円。特別交付税が1,541万2,000円の減額で3億3,458万8,000円となるものでございます。

ここまでの2款地方譲与税から11款地方交付税までにつきましては、それぞれ交付額の確定によるものでございます。

13款分担金及び負担金613万3,000円を減額し、4,781万円。2項負担金613万3,000円を減額し、3,643万2,000円。松法漁港岸壁補修工事の事業費確定に伴う漁協からの負担金42万7,000円の減額のほかに、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休校による学校給食費負担金570万6,000円の減額でございます。

14款使用料及び手数料67万6,000円を減額し、1億9万4,000円、1項使用料67万6,000円を減額し、7,328万2,000円。これにつきましては、新型コ

コロナウイルス感染拡大防止に伴います、放課後児童クラブ開所日数が減少したことによるものでございます。

15款国庫支出金100万8,000円を追加し、11億5,904万7,000円、2項国庫補助金100万8,000円を追加し、10億2,356万1,000円。個人番号カード交付事業の補助金の確定によるものでございます。

5ページをお願いいたします。

16款道支出金284万2,000円を減額し、1億6,886万9,000円、2項道補助金284万2,000円を減額し、7,646万7,000円。内訳につきましては、一人親家庭等医療給付費補助金が25万3,000円、子ども子育て支援交付金が206万3,000円、乳幼児等医療費補助金が52万6,000円、それぞれ事業費確定による減額であります。いずれも新型コロナウイルス感染症の影響によるものでございます。

18款1項寄付金8,785万円を減額し、4億1,710万円。これにつきましては、団体2件からの善意の寄付金がありまして、115万円の追加、また、ふるさと納税の寄付額確定によりまして、8,900万円の減額であります。なお、令和2年度のふるさと納税寄付額は約4億1,088万8,000円となる見込みでございます。

19款繰入金1項基金繰入金1,129万6,000円を減額し、3億2,418万4,000円。内容につきましては、旧教員住宅解体工事の事業費確定により、文教施設整備基金繰入金25万1,000円、町営住宅修繕の事業費確定によりまして、公共施設整備基金繰入金が317万3,000円、地域活性化補助金及び合併処理浄化槽設置助成のほか、学校運営協議会の事業費確定によりまして、知床羅臼まちづくり基金繰入金782万2,000円が、それぞれ歳出の減額に伴いまして、その財源としていた基金繰入金も減額となるものでございます。

20款1項繰越金4,818万5,000円を追加し、4,818万5,000円。歳出の財源調整のため、その財源を前年度繰り越し金に求めるものでございます。

22款1項町債1,233万2,000円を減額し、10億4,739万円。これにつきましては、防災拠点施設機能強化事業債140万円、高規格救急自動車更新事業債340万円、漁港改修局改事業債40万円、農林漁業体験実習館施設整備事業債30万円、町道整備事業債230万円、郷土資料館整備事業債50万円、臨時財政対策債67万2,000円、減収補てん債336万円で、それぞれ事業費確定により起債の借入額が減額となるものでございます。歳入合計6,230万3,000円を追加し、62億7,171万3,000円となるものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳出でございます。2款総務費1億531万3,000円を追加し、21億4,111万9,000円、1項総務管理費1億430万5,000円を追加し、20億5,778万円。内訳につきましては、最初に積立金でありますけれども、令和2年度の留保財源を2億2,542万2,000円としまして、そのうちの2億円を積み立て可能額と試算してお

ります。今後、各種施設整備が多く予定されることから、2分の1の1億円を公共施設整備基金へ、また、過疎対策事業債の今後の償還額の増加に備え4,000万円を減債基金へ、更に実質収支見込額8,542万2,000円の2分の1以上の6,000万円と団体2件からいただいた善意の寄付金115万円を合わせた6,115万円を財政調整基金へそれぞれ積み立てするものでございます。そのほかに、庁舎高熱水費83万円、旅費及び交際費104万4,000円、町営住宅修繕料317万3,000円、職員住宅改修工事及び旧教員住宅解体工事44万7,000円、地域活性化補助金235万1,000円、ふるさと納税に要する経費8,900万円がそれぞれ事業費確定による減額となるものでございます。3項戸籍住民基本台帳費100万8,000円を追加し、2,297万7,000円、個人番号カード交付事業の確定によるものでございます。

3款民生費477万円を減額し、5億1,072万円、1項社会福祉費477万円を減額し、4億2,776万4,000円、障害者自立支援給付審査システム改修費90万7,000円、更に一人親医療扶助費50万6,000円は、それぞれ事業費確定による減額でございます。また、国保会計繰出金と介護会計繰出金の繰入額確定によりまして335万7,000円の減額となります。

4款衛生費1,738万9,000円を減額し、7億415万3,000円、1項保健衛生費833万7,000円を減額し、3億831万3,000円。これにつきましては、生活習慣病、がん検診に要する経費が270万円、乳幼児等医療扶助費105万2,000円が新型コロナウイルスの影響による予防接種の開催日数や受診者数の減少による減額でございます。また、合併処理浄化槽設置整備事業助成金が事業費の確定で458万5,000円の減額でございます。3項清掃費905万2,000円を減額し、3億8,969万9,000円。内訳につきましては、根室北部衛生組合負担金及びし尿処理負担金365万9,000円、根室北部廃棄物処理広域連合負担金194万8,000円、生ごみ処理委託料89万円、次期一般廃棄物最終処分場整備負担金255万5,000円がそれぞれ事業費の確定による減額となるものでございます。

5款農林水産業費85万5,000円を減額し、7,667万5,000円、3項水産業費85万5,000円を減額し、4,975万2,000円。松法漁港岸壁補修工事の事業費確定によるものでございます。

6款1項商工費153万8,000円を減額し、2億6,516万7,000円。この内容につきましては住宅リフォーム補助金が49万5,000円、温泉設備改修基本計画策定業務など、温泉に要する経費で79万円、農林体験実習館多目医的トイレなどの工事で25万3,000円がそれぞれ事業費確定による減額となります。

7款土木費565万2,000円を減額し、3億4,245万円、2項道路橋梁費565万2,000円を減額し、3億4,114万1,000円、除雪業務委託料の事業費確定によるものでございます。

8款教育費343万3,000円を減額し、10億1,216万3,000円、1項教育

総務費 93万6,000円を減額し、1億3,732万9,000円。これにつきましては新型コロナウイルスの影響によりまして、学校コーディネーターの出勤日数が減少したことによるものでございます。2項小学校費 55万7,000円を減額し、4,578万1,000円。これにつきましては、学校特別支援の事業費確定によるものでございます。5項社会教育費 19万5,000円を減額し、3,289万9,000円。郷土資料館のトイレの工事、更に備品購入の事業費確定によるものでございます。6項保健体育費 174万5,000円を減額し、7億3,954万6,000円。これにつきましては学校給食材料費の事業費確定によるものでございます。

9款1項公債費 195万3,000円を減額し、3億6,935万7,000円。この内訳につきましては、元金が95万7,000円で町債借入利率の確定であり、利子が99万6,000円で、一時借入金の利子額の確定による減額となります。

10款1項職員費 742万円を減額し、7億9,621万3,000円。職員の給料や各種手当などのほかに、共済組合の負担率の変更による減額となるものでございます。歳出合計 6,230万3,000円を追加し、62億7,171万3,000円となるものでございます。

次に7ページをお願いいたします。

第2表地方債補正、8件の事業の変更でございますが、いずれも事業費確定に伴う限度額のみの変更となります。

1件目、防災拠点施設機能強化事業債は1,620万円から1,480万円へ変更。2件目、高規格救急自動車更新事業債 4,290万円から3,950万円へ変更。3件目、漁港改修局改事業債 650万円から610万円へ変更。4件目、農林漁業体験実習館整備事業債 430万円から400万円へ変更。5件目、町道整備事業債 1億9,510万円から1億9,280万円へ変更。6件目、郷土資料館整備事業債 640万円から590万円へ変更。7件目、臨時財政対策債 8,072万9,000円から8,005万7,000円へ変更。8件目、減収補てん債 869万3,000円から533万3,000円へ変更でございます。なお、起債の方法、利率償還の方法につきましては変更がございません。以上でございますが、事項別明細書を別添資料として配付させていただいておりますので、後ほどお目通しいただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから報告第1号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

報告第1号は承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第12 報告第1号専決処分した事件の承認については承認することに決定いたしました。

◎日程第13 報告第2号 専決処分した事件の承認について

○議長（佐藤 晶君） 日程第13 報告第2号専決処分した事件の承認について議題をいたします。

提案理由の説明を求めます。

保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長（洲崎久代君） 8ページをお願いします。

報告第2号専決した事件の承認についてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものでございます。

9ページをお願いします。

専決処分書、令和2年度目梨郡羅臼町国民健康保健事業特別会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。なお、専決年月日は令和3年3月31日でございます。

10ページをお願いします。

令和2年度目梨郡羅臼町国民健康保健事業特別会計補正予算、令和2年度目梨郡羅臼町の国民健康保健事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,521万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,904万9,000円とする。第2項は歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

11ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。4款道支出金から4,521万2,000円を減額し、6億995万7,000円、1項道補助金から4,521万2,000円を減額し、6億995万6,000円。令和2年度の保険給付費の確定による道補助金の減額及び新型コロナウイルス感染症の影響により、特定健診受診者数が減少したことによる減額補正でございます。

続きまして、6款繰入金、1項他会計繰入金から85万2,000円を減額し、5,534万9,000円。内容につきましては一般会計からの出産育児一時金繰入金の確定に伴う減額補正でございます。2項基金繰入金に85万2,000円を追加し、1,825万7,000円。先ほど御説明いたしました一般会計繰入金の減額による財源調整のため、同額を財政調整基金に求めるものでございます。歳入合計4,521万2,000円を減額

し、10億2,904万9,000円とするものでございます。

12ページをお願いいたします。

歳出でございます。2款保険給付費4,373万3,000円を減額し、4億8,191万4,000円、1項療養諸費から4,203万7,000円を減額し、4億1,316万2,000円、被保険者の減少及び新型コロナウイルス感染症による受診控え等により療養給付費の支出が、当初の見込みより減少したことによるものでございます。4項出産育児諸費から169万6,000円を減額し334万7,000円。被保険者の減少により、出産数についても減少したことにより、出産育児一時金の支出が当初の見込みより減少したことによるものでございます。

6款保健事業費147万9,000円を減額し916万5,000円、2項特定健康審査等事業費から147万9,000円を減額し、256万7,000円、新型コロナウイルス感染症の影響により、最も年間の受診者数が多い春の総合検診を中止したことにより、年間の受診数が減少したための減額でございます。歳出合計4,521万2,000円を減額し10億2,904万9,000円とするものでございます。なお、本補正予算につきましては、去る5月11日開催の令和3年第2回羅臼町の国民健康保健事業の運営に関する協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいているものでありますことを御報告させていただきます。また、事項別明細書につきましては、別冊資料36ページから41ページに掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから報告第2号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

報告第2号は承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第13 報告第2号専決処分した事件の承認については承認することに決定いたしました。

◎日程第14 報告第3号 専決処分した事件の承認について

○議長（佐藤 晶君） 日程第14 報告第3号専決処分した事件の承認について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（福田一輝君） 議案の13ページをお願いいたします。

報告第3号専決処分した事件の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

14ページをお願いいたします。

専決処分書、令和2年度目梨郡羅臼町介護保健事業特別会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。なお、専決処分年月日は令和3年3月31日でございます。

15ページをお願いいたします。

令和2年度目梨郡羅臼町介護保健事業特別会計補正予算、令和2年度目梨郡羅臼町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,005万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,235万3,000円とする。2項で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

16ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

1款1項介護保険料461万6,000円を減額し、8,363万3,000円。内容につきましては令和2年度介護サービス給付費及び介護予防サービス給付費の額の確定によるものでございます。

3款国庫支出金501万2,000円を減額し、1億878万4,000円。1項国庫負担金401万円を減額し、7,574万6,000円。2項国庫補助金100万2,000円を減額し、3,303万8,000円。

4款1項支払基金交付金541万2,000円を減額し、1億998万9,000円。

5款道支出金250万5,000円を減額し、5,920万9,000円、1項道負担金250万5,000円を減額し、5,233万8,000円。

7款繰入金250万5,000円を減額し、9,201万1,000円、1項他会計繰入金250万5,000円を減額し、7,968万3,000円。内容といたしましてはいずれも令和2年度介護サービス給付費及び介護予防サービス給付費の額の確定に伴う国及び道のルール分の減額でございます。

歳入合計2005万円を減額し、4億6,235万3,000円とするものでございます。

17ページをお願いいたします。

歳出でございます。2款保健給付費2,005万円を減額し、3億9,193万1,000円、1項介護サービス等諸費1,853万2,000円を減額し、3億4,252万8,000円、2項介護予防サービス等諸費151万8,000円を減額し、1,020万3,000円。内容といたしましては、令和2年度介護サービス給付費及び介護予防サービス給

付費の額の確定に伴う減額でございます。

以上、歳出合計2,005万円を減額し4億6,235万3,000円とするものでございます。また、事項別明細書につきましては、別冊資料42ページから49ページにかけて掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから報告第3号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

報告第3号は承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第14 報告第3号専決処分した事件の承認については承認することに決定いたしました。

◎日程第15 各委員会閉会中の所管事務調査の件

○議長（佐藤 晶君） 日程第15 各委員会閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りします。

各委員長から委員会における調査について、会議規則第71条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の所管事務調査の通知が議長に提出されておりますので、承認したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から提出された閉会中の所管事務調査の件は承認することに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長（佐藤 晶君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和3年第3回羅臼町議会臨時会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午前11時51分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員